

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	25 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月から10年3月まで

私は、何度も転職しているが、会社を退職するたびに、母親が市役所で私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、母親が金融機関で納付してくれていたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職するたびに、その母親が市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているところ、申立期間の厚生年金保険から国民年金への切替手続は、申立期間直後の平成10年4月から同年9月までの国民年金保険料を、11年1月にまとめて納付していることが国民年金保険料収納状況一覧表により確認できることから、同年同月までに行われたものと推認でき、その時点で申立期間は過年度納付により保険料を納付することが可能である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、「当時、息子（申立人）宛てに届いた保険料の納付書は、市役所から届いたものか、社会保険事務所（当時）から届いたものか分からないが、届いた納付書は、自宅又は私の勤務先の近くの金融機関で全て納付した。」旨述べており、申立期間の前で平成4年1月から同年3月までの期間を過年度納付により、納付していることから、申立人の母親の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立人のオンライン記録によると、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料は全て納付済みとなっている上、申立人の手続及び保険料の納付を行ったとする

その母親は、国民年金加入期間に未納は無く、保険料の納付意識は高かったものと認められることから、1回、かつ7か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から55年3月まで

私が20歳になったときに勤めていた会社が厚生年金保険の未適用事業所であったことから、昭和53年*月に市役所で母親が私の国民年金の加入手続を行ったと聞いていた。申立期間の国民年金保険料については、納付方法は定かではないが、母親が集金人に私と母親の二人分の保険料を納付していたと思う。納付時期及び納付金額は分からないが、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年*月にその母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、55年10月に行われたと推認でき、その時点で申立期間は過年度納付により保険料を納付することができる期間である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間を含む昭和38年度から60歳到達までの35年以上にわたる期間について保険料を完納しており、保険料の納付意識は高いものと認められ、そのような申立人の母親が18か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、保険料を平成4年度から現在に至るまで20年近くにわたり前納していることから、申立人についても保険料の納付意識は高いと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月、同年5月及び平成6年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月及び同年5月
② 平成6年4月

申立期間①について、私は、昭和56年4月から勤務していた会社が厚生年金保険に加入していなかったため、区役所で国民年金の加入手続を行った。その後集金人が会社に来ていたが、出張等で納付することができなかった国民年金保険料については、自宅に納付書が届いたので1万円ぐらいの保険料を金融機関で納付した記憶がある。

申立期間②について、平成2年から自分の口座で口座振替により夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたが、残高不足で振替できなかった保険料については、届いた納付書により金融機関で納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の国民年金保険料について、申立人は、国民年金の加入手続後に、集金人に納付することができなかった分の保険料については納付書が届いたので、金融機関で1万円ぐらいの保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続時期は申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和56年5月であると推認でき、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間①の保険料額とおおむね一致していることから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の特殊台帳の昭和56年度の備考欄に納付書が発行された形跡

があることから、申立人の主張には信^{びょう}憑性が認められる。

申立期間②について、申立人は、口座振替で国民年保険料を納付することができなかった保険料については、届いた納付書により金融機関で納付したことがあったと述べており、申立人のオンライン記録から、平成7年12月に納付書を送付した形跡があり、その納付書で申立期間②の保険料を過年度納付することが可能であることから、申立人が当該期間の保険料を納付したと考えても不自然ではなく、申立内容と一致する。

また、申立人の妻は、「申立期間②当時、国民年金保険料を、納付書で納付したこともあった。」旨証言している。

さらに、申立人は、国民年金保険料を口座振替により20年以上にわたって納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間①及び②は、それぞれ2か月及び1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 6297

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から同年3月まで

私は、結婚後、会社を退職した昭和52年8月に、国民年金の任意加入手続を、自宅近くの市役所の支所で行った。加入後、国民年金保険料は、納付書に現金を添えて納付していたが、その後、口座振替で納付するように変更し、申立期間の保険料も、口座振替で納付しているはずなのに、当該期間の納付書が送られてきたので、同納付書を持って同支所に確認に行った。同支所では、同納付書に記載された当該期間の保険料が納付されていることが確認できたので、その証拠として、担当者が、同納付書の領収証書部分の欄外に「(口座)」及び納期限欄に「3月26日」と記入して渡してくれた。私は、申立期間の保険料の領収証書を所持しており、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年8月に国民年金に任意加入後、申立期間を除き、自身が国民年金第3号被保険者に該当するに至るまでの国民年金保険料を全て現年度納付している上、同種別への届出を適切に行っているなど、国民年金への関心及び保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を口座振替で納付しているはずであると主張しているが、当該期間以降の口座振替で納付されている納付記録の途中に、申立人が当該期間当時居住していた市の口座振替納期限後の期日に納付書により現年度納付したことを示す保険料の「現金領収証」を複数枚所持していることから、申立人の主張とは異なるものの、納付意識が高かった申立人が、3か月と短期間である途中の申立期間の保険料も同様に、

別途、納付書で納付していたと考えるも特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から同年9月までの期間及び48年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年8月から同年9月まで
② 昭和48年4月から同年10月まで

私は、時期は定かではないが、区役所又は区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。その後、自宅に納付書が届いたので、郵便局で国民年金保険料を納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は定かではないが、区役所又は区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、その後、自宅に納付書が届いたので、郵便局で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和48年10月頃に行われたものと推認でき、その時点では、i) 申立期間①は、保険料を過年度納付することが可能な期間であること、ii) 同じく過年度納付するしかない申立期間①直後の46年10月から48年3月までの保険料は納付済みとされていることから、申立人が、2か月と短期間である申立期間①の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認できる昭和48年10月頃の時点では、i) 申立期間②は、国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間であること、ii) 46年10月から申立期間②直前の48年3月までの保険料は、過年度納付されたものと推認できることから、申立人が、7

か月と短期間である申立期間②の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたとする郵便局は、申立期間①及び②当時に実在し、過年度又は現年度を問わず、保険料を納付することが可能であったことが確認できることから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年1月1日から同年7月1日までの期間及び12年7月1日から16年6月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を別添の標準報酬月額（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成15年4月11日、同年10月15日、16年4月13日、同年10月12日、17年4月12日及び同年7月12日に係る標準賞与額については、別添の標準賞与額（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成10年1月から同年6月まで、16年4月、同年5月、15年4月11日、同年10月15日、16年4月13日、同年10月12日、17年4月12日及び同年7月12日の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められ、申立期間のうち、12年7月から16年3月までの厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成10年1月1日から同年7月1日まで
② 平成10年7月1日から11年12月1日まで
③ 平成11年12月1日から13年9月1日まで
④ 平成13年9月1日から16年4月1日まで
⑤ 平成16年4月1日から20年2月1日まで
⑥ 平成15年4月11日
⑦ 平成15年10月15日
⑧ 平成16年4月13日
⑨ 平成16年10月12日
⑩ 平成17年4月12日
⑪ 平成17年7月12日

私は、申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③はC社、申立期間④はD社、申立期間⑤はE社に勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、標準報酬月額が支給された給与に見合う額になっていない。

また、D社及びE社に勤務していた期間のうち、6回の賞与（申立期間⑥から⑩まで）に係る標準賞与額は、厚生年金保険の記録では、欠落又は金額に相違がある。

給与明細書及び賞与明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑤までにおける標準報酬月額の相違及び申立期間⑥から⑩までにおける標準賞与額の欠落又は相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額又は標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額又は標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、別添の標準報酬月額（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主は当時の資料を保管していないため不明と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③のうち、平成12年7月1日から13年9月1日までの期間及び申立期間④について、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、別添の標準報酬月額（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社及びD社の事業主は当時の資料を保管していない

ため不明と回答しているが、給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑤のうち、平成 16 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、別添の標準報酬月額（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、E社の事業主は当時の資料を保管していないため不明と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間⑥から⑩までについて、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額に見合う標準賞与額から、当該期間の標準賞与額は、別添の標準賞与額（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、D社及びE社の事業主は当時の資料を保管していないため不明と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②、申立期間③のうち平成 11 年 12 月 1 日から 12 年 7 月 1 日までの期間及び申立期間⑤のうち 16 年 6 月 1 日から 20 年 2 月 1 日までの期間について、申立人から提出された給与明細書により、事業主が給与から控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額又は支給された報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額又は同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

別添

<認められる標準報酬月額>

被保険者期間	標準報酬月額
平成 10 年 1 月から同年 6 月まで	30 万円
平成 12 年 7 月	34 万円
平成 12 年 8 月	32 万円
平成 12 年 9 月から 14 年 9 月まで	34 万円
平成 14 年 10 月	38 万円
平成 14 年 11 月から 15 年 3 月まで	41 万円
平成 15 年 4 月	47 万円
平成 15 年 5 月	41 万円
平成 15 年 6 月	38 万円
平成 15 年 7 月	41 万円
平成 15 年 8 月	36 万円
平成 15 年 9 月	41 万円
平成 15 年 10 月から 16 年 5 月まで	30 万円

<認められる標準賞与額>

被保険者期間	標準賞与額
平成 15 年 4 月 11 日	1 万 8,000 円
平成 15 年 10 月 15 日	33 万 7,000 円
平成 16 年 4 月 13 日	18 万円
平成 16 年 10 月 12 日	16 万 4,000 円
平成 17 年 4 月 12 日	15 万円
平成 17 年 7 月 12 日	40 万 8,000 円

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年4月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の標準報酬月額が36万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成7年4月1日から8年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の標準報酬月額は20万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間のうち、平成6年10月1日から9年3月21日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、6年10月は36万円、同年11月から7年12月までは32万円、8年1月から9年2月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成6年10月から9年2月までの厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（平成6年10月から8年9月までは20万円、同年10月から9年2月までは9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から9年3月21日まで

申立期間について、夫の給与は34万円から36万円ぐらいだったのに、厚生年金保険の記録によると、標準報酬月額が著しく低い。

当時の給与明細書と源泉徴収票を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年4月1日から6年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、当該期間のうち、4年4月から6年3月までは36万円と記録されていたところ、同年4月28日付けで、遡って20万円に訂正されている上、同僚6名も申立人と同様の遡及訂正処理が行われていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成7年4月1日から8年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、当該期間のうち、7年4月から8年1月までは20万円と記録されていたところ、同年2月6日付けで、遡って9万8,000円に訂正されている上、同僚2名も申立人と同様の遡及訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、当時の事業主及び複数の同僚が、「当時、会社の経営状況は厳しく、資金繰りに苦勞していた。」と供述しており、事業主は、「時期ははっきりしないが、社会保険料の滞納があった。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、平成6年4月28日付け及び8年2月6日付けで行われた訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、4年4月から6年9月までは36万円、7年4月から8年9月までは20万円に訂正することが必要であると認められる。

申立期間のうち、平成6年10月1日から9年3月21日までの期間について、申立人が提出した給与明細書及び源泉徴収票から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（6年10月は36万円、同年11月から7年12月までは32万円、8年1月から9年2月までは34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 22 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 6 月 15 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社）D 工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、600 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 8 月 1 日から 19 年 6 月 1 日まで
② 昭和 20 年 9 月 1 日から 24 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 25 年 2 月 1 日から 32 年 2 月 1 日まで

夫は、昭和 17 年から 32 年まで A 社に継続して勤務しており、途中で辞めたことはない。

また、戦時中、軍隊には行っていない。

申立期間①から③までについて、A 社の C 工場、D 工場及び E 工場のいずれかに勤務していたはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和 22 年 6 月 1 日から同年 6 月 15 日までの期間について、B 社が提出した解用者名簿において、申立人は、大正 5 年 8 月 12 日に A 社に入社し、昭和 22 年 6 月 15 日に退職していることが確認できることから、当該期間において、申立人は同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の親族は、「申立人から、『最後は、A 社 D 工場に勤務し

た。』と聞いたことがある。」と供述しているところ、同社D工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同一生年月日で、基礎年金番号に未統合の被保険者記録（昭和 22 年 6 月 1 日資格取得、同年 6 月 15 日資格喪失）が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 22 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 6 月 15 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、600 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、上記解用者名簿から、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人と同様、当該期間の被保険者記録が欠落している同僚は、「私は、当該期間については、別の事業所に転勤した。当時、会社から、事業所が変わると厚生年金保険への加入については取扱いが変わると説明を受けた。」と供述しているところ、申立人の親族は、「時期は分からないが、申立人から、『A社のC工場からF工場に転勤したことがある。』と聞いた。」と供述している。

また、オンライン記録から、A社F工場は、厚生年金保険の適用事業所となっていなかったことが確認できる。

申立期間②のうち、昭和 20 年 9 月 1 日から 22 年 6 月 1 日までの期間について、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同様、20 年 9 月 1 日に資格喪失している者が多数いることが確認できるところ、当時、同社C工場に勤務していたとする同僚は、「戦後間もなく、本人の希望によって厚生年金保険に加入しなくてもよい取扱いになり、多くの従業員が厚生年金保険から抜けた。」と供述している。

また、A社D工場において、申立人と同様、昭和 22 年 6 月 1 日に資格取得している者が多数いることが確認できるところ、上記の同僚は、「数年後には、強制加入の取扱いに戻った。」と供述しており、当時、事業主は、多数の従業員について、同日付けでまとめて加入させたことがうかがえる。

申立期間②のうち、昭和 22 年 6 月 15 日から 24 年 1 月 1 日までの期間について、B社が提出した解用者名簿には、申立人が、22 年 6 月 15 日に依願退職した旨の記載があり、同社は、このほかに申立人に係る人事記録は無いと回答していることから、申立人が当該期間にA社に勤務していたことを確認することができない。

申立期間③について、申立人はA社に勤務したと主張しているが、B社

が提出した解用者名簿には、上述のとおり、申立人は、昭和 22 年 6 月 15 日に依願退職した旨が記載されており、同社は、このほかに申立人に係る人事記録は無いとしていることから、申立人が当該期間に A 社に勤務していたことを確認することができない。

また、申立人の親族は、申立人について、「A 社を退職後、自身で会社を始めたことを記憶している。」と供述しているところ、G 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和 26 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人が事業主であったことが確認できる。

さらに、A 社は、「解用者名簿のほかに、当時の資料は保存していない。」と回答しており、申立人の申立期間①、申立期間②のうち昭和 20 年 9 月 1 日から 22 年 6 月 1 日までの期間及び同年 6 月 15 日から 24 年 1 月 1 日までの期間並びに申立期間③に係る給与関係書類を確認することができない上、申立人も、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①、申立期間②のうち昭和 20 年 9 月 1 日から 22 年 6 月 1 日までの期間及び同年 6 月 15 日から 24 年 1 月 1 日までの期間並びに申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、申立期間②のうち昭和 20 年 9 月 1 日から 22 年 6 月 1 日までの期間及び同年 6 月 15 日から 24 年 1 月 1 日までの期間並びに申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和51年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月30日から同年10月1日まで
私は、A社に昭和50年4月1日に新卒で採用となり、一年半勤務し、結婚のために退職した。半期の末日であったことも考えると9月29日に退職することはあり得ないので、申立期間の厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事発令記録及び雇用保険の記録から、申立人は、A社に昭和51年9月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は、「資料が無く確定的なことは言えないが、申立人の最終給与から申立期間の厚生年金保険料を控除した可能性が高い。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和51年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれ

を同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、D社）B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録及び同社C支店における同資格の取得日に係る記録を昭和27年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月19日から同年9月1日まで

私は、昭和21年6月1日から37年9月末日までの期間、継続してA社に勤務しており、支店間を異動することはあったが、途中で退職したことは無い。

しかし、厚生年金保険の記録では、昭和27年7月19日にA社B支店で資格喪失、同年9月1日に同社C支店で資格取得となっており、申立期間の記録が欠落している。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及びこれら同僚の厚生年金保険被保険者記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、昭和27年8月1日にA社C支店から同社B支店に異動した同僚は、「申立人とは一緒に仕事をしたことがない。」と供述しており、同年9月1日に同社本社から同社C支店に異動した同僚は、「私がC支店に異動した時は、申立人は同支店で仕事をしていた。」と供述していることから、同年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和27年6月の社会保険事務所（当時）の記録及び同社C支店における同年9月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和31年6月4日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、34年5月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係るA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和31年6月から32年6月までは1万円、同年7月から34年4月までは1万2,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間は、脱退手当金支給済期間である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月頃から34年5月頃まで

私は、申立期間において、A社で勤務していたが、その間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされているので、調査して、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の旧姓と姓が同一で、名の字が異なるものの、読みが同一である者が、昭和31年6月4日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、34年5月1日に同資格を喪失した基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

また、B事務所には、上記の者と同姓同名で生年月日のうち年号のみ異なる者のC登録票が保管されているところ、当該登録票の採用年月日は昭和31年6月4日、解雇又は退職年月日は34年4月30日と記録されている。

さらに、当該登録票に記載されている生年月日は申立人と同一であり、記載されている本籍地、勤務場所及び職種が申立人の供述と合致している上、申立人は、A社に勤務するに当たって名の字が異なる氏名を使用して

いた旨述べていることから、当該登録票は申立人に係る登録票であり、申立人は、申立期間のうち、昭和 31 年 6 月 4 日から 34 年 4 月 30 日までの期間において同社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者名簿に記載されている被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 31 年 6 月 4 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、34 年 5 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿から、昭和 31 年 6 月から 32 年 6 月までは 1 万円、同年 7 月から 34 年 4 月までは 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、当該被保険者記録は、オンライン記録から、資格喪失（昭和 34 年 5 月 1 日）の約 1 か月後の同年 6 月 8 日に脱退手当金が支給されており、脱退手当金支給済期間であることが確認できる。

一方、申立期間のうち、昭和 31 年 4 月頃から同年 6 月 4 日までの期間及び 34 年 5 月 1 日から同年 5 月頃までの期間について、上記登録票からは、申立人の当該期間における勤務実態は確認できない。

また、申立人は同僚の姓しか記憶しておらず、これらの者を特定することができないことから、供述を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間に係る勤務実態及び保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成9年3月は18万円、同年4月は30万円、同年5月から同年11月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月1日から同年12月1日まで

私は、平成9年3月1日から同年11月30日までA社に勤務し、B業務をしていた。厚生年金保険の記録では、申立期間の標準報酬月額が実際の給料支払明細書の金額より低く記録されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険料給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成9年3月は18万円、同年4月は30万円、同年5月から同年11月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所

(当時)で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる保険料控除額に基づく報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年10月1日から同年12月21日まで
ねんきん定期便を見たところ、平成15年10月及び同年11月の標準報酬月額が低くなっていることに気付いた。標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する26万円と記録されていたところ、申立人がA社において被保険者資格を喪失した日（平成15年12月21日）より後の同年12月24日付けで、遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間におけるA社の厚生年金保険被保険者104名のうち、申立人を含む83名が、標準報酬月額を遡って引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人と同様の訂正処理が行われている同僚が所持している給与明細書から、訂正前の標準報酬月額に基づいて厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、滞納処分票により、A社が申立期間において、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所へ届け出た26万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成21年7月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、標準報酬月額の決定の基礎となる平成20年4月から同年6月までにおいて、申立人は標準報酬月額22万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年6月30日から同年7月1日まで
私は、申立期間も継続してA社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録によると、被保険者資格の喪失日は、平成21年6月30日となっているので、資格喪失日の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記の申立期間において適用される法律に基づき記録訂正が認められるか判断することとしている。

申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日の相違について申し立てしているところ、申立期間については、申立人の所持する給与

明細書、同社の元事業主の回答及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間に同社において継続して勤務し、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる平成 20 年 4 月から同年 6 月までにおいて、申立人は、標準報酬月額 22 万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の資格喪失日は、平成 21 年 7 月 1 日であると認められ、申立期間の標準報酬月額を 22 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社C出張所における資格取得日に係る記録を昭和43年7月20日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月20日から同年8月1日まで

私は、昭和43年にA社B出張所から同社C出張所に企業内転勤したが、この間継続して勤務していたにもかかわらず、オンライン記録では、同年7月20日に同社B出張所で資格喪失し、同年8月1日に同社C出張所で資格取得しているため、1か月被保険者期間が欠落している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の退職者台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和43年7月20日に、同社B出張所から同社C出張所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所における昭和43年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、48年5月から同年10月までは13万4,000円、同年11月及び同年12月は12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月26日から49年1月19日まで
私は、昭和49年1月18日までA社にC職として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録によると、48年5月26日に資格喪失となっている。給与計算書では厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の証言及び申立人が所持する昭和48年12月分及び49年1月分の給与計算書から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、厚生年金保険料は翌月控除であると回答しているところ、上記給与計算書により、申立人は、昭和48年12月分及び49年1月分の給与計算書から48年11月及び同年12月の厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和48年5月から同年10月までは、申立人のA社における同年4月の社会保険事務所（当時）の記録から13万4,000円、同年11月及び同年12月は、

申立人の所持する給与計算書の厚生年金保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日がD厚生年金基金の記録における資格喪失日と同じであり、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年5月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和44年8月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月18日から同年10月16日まで

私は、昭和44年4月1日から同年12月15日までA社に継続して勤務しており、途中で辞めたことは無い。

厚生年金保険の記録では、A社本社で昭和44年8月18日に資格喪失、同社B工場で同年10月16日に資格取得となっており、申立期間の被保険記録が欠落しているが、当時は、入社時の研修が終わり、配属先に転勤した時期である。転勤しただけなので、被保険者期間に欠落が生じるのはおかしい。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された年金台帳、同社の回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和44年8月18日に、同社本社から同社B工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和44年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事

務所に対して誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和34年3月26日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における同資格の喪失日は、同年9月16日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和34年3月から同年7月までは5,000円、同年8月は7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月26日から同年9月16日まで
私は、申立期間において、A社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日は、昭和34年3月26日と記載されているものの、資格喪失日は記載されていない。

このことについて、B年金事務所は、申立人に対して、平成23年6月21日付けで、資格喪失日が確認できないため、日本年金機構の職権により、申立人の基礎年金番号に統合することはできないことから、年金記録確認第三者委員会へ申立てを勧める旨の通知を發出している。

また、上記の未統合の被保険者記録において、昭和34年8月1日における月額変更記録が確認できる。

さらに、申立人は、「A社に在職中、知人の紹介により、C社への転職が決まったため、転職までの間に1日も空きは無い。」と供述しているところ、オンライン記録において、申立人は、昭和34年9月16日にC社で厚生年金保険被保険者資格を再取得していることが確認できる上、当該知

人の同社における被保険者記録も確認でき、上記の申立人の供述内容に不自然さは見当たらないことから、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和34年3月26日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められ、かつ、申立人の同社における同資格の喪失日は、同年9月16日であったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、上記の被保険者名簿の記録から、昭和34年3月から同年7月までは5,000円、同年8月は7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和42年5月1日から同年6月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和17年6月1日から19年6月1日まで
② 昭和42年5月1日から同年6月1日まで

以前、父から「労働者年金保険制度が始まった昭和17年6月1日以前からA社に勤務していた。制度開始時はB工場かC工場に勤務しており、その時から労働者年金保険の被保険者だった。年金の申請時にも、そのことを伝えたが認めてもらうことはできなかったが、勤務していたことは間違いない。」と聞いているので、申立期間①を労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、A社からD社へ出向となり、そのまま転籍となったので、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間②が被保険者期間となっていないので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社が保管する人事記録及びD社が保管する経歴書から、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し(昭和42年5月1日にA社からD社へ異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のD社における昭和42年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、D社は不明と回答しているが、厚生年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同じ昭和42年6月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は、A社B工場又は同社C工場に勤務していたと主張しているところ、同社が保管している人事記録では、申立人が昭和14年4月8日に同社B工場から同社E工場に転勤し、F職として勤務していたことが確認できる。

しかし、当該人事記録には、申立人は昭和17年4月30日にG職、18年11月20日にH職兼務と記載されており、労働者年金保険制度が始まった17年6月1日時点では、申立人は同保険の適用対象外であったことが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿から、申立人の基礎年金番号は、申立人が昭和19年6月1日にA社E工場で資格を取得した際に払い出されたものであることが確認でき、それ以前に記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間①に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月1日から43年10月1日まで

夫の申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は1万4,000円とされているが、前後の期間の標準報酬月額は6万円であり、申立期間当時の給与が前後の期間に比べて、著しく低額であった記憶も無いので、申立期間の標準報酬月額について、調査して記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が所持する昭和43年分給与所得の源泉徴収票、42年10月分、同年11月分、43年1月分及び同年2月分の給与支給明細表、並びに同年3月13日、同年6月8日、同年10月12日及び同年12月7日に係る賞与支給明細表から、申立人は、A社B工場から同社C工場へ異動した直後の申立期間において、その主張する標準報酬月額（6万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

なお、上記資料から、申立人が申立期間において、約9万円の報酬月額の支払を受けていたことが確認できるが、昭和40年5月から44年10月までの厚生年金保険に係る標準報酬月額の上限は6万円である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和32年2月16日から同年4月18日までの期間について、A社（現在は、F社）の事業主は、申立人が同年2月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年4月18日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年2月頃から同年4月頃まで
② 昭和33年4月頃から同年11月頃まで

夫は、昭和32年2月頃から同年4月頃までの期間、C市にあるGという会社に勤務していたが、申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、昭和33年4月頃から同年11月頃までの期間、D県E市にあったB社に勤めていたが、申立期間②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査をして、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C市に所在するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人と同姓同名で、生年月日が同じ者が、昭和32年2月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年4月18日に同資格を喪失している基礎年金番

号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人の妻は、「夫は、私と結婚する前にC市にあるGという会社に勤務していたとの話を聞いている。」と供述し、その所在地は、A社の所在地と一致し、社名も類似していることから、申立人が申立期間①において同社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和32年2月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年4月18日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）から、1万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、申立人は、D県E市にあったB社に勤めていたと主張しているところ、オンライン記録（事業所名簿検索結果）によると、D県には、B社名称の事業所は、事業所整理記号番号が異なる4事業所が存在し、このうち、E市には、事業所整理記号番号の異なる2社が存在していることが確認できる。

しかしながら、E市所在の2社のうち1社は、昭和24年5月25日に厚生年金保険の適用事業所となり、30年4月1日に適用事業所でなくなっていることが確認でき、ほかの1社は、59年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、現存しているものの、いずれの事業所も、申立期間②においては適用事業所とはなっていない。

また、現存しているB社は、申立期間②当時の資料は保管していないと回答している。

さらに、申立人の申立期間②当時の上司及び同僚の名前を記憶していない上、当該期間の保険料控除を示す給与明細書を所持していないため、勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、E市以外に所在するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の名前は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額に係る記録を、平成16年7月26日は12万円、17年7月7日は14万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月26日
② 平成17年7月7日

平成14年8月から18年6月までA社に勤務していたが、その間に支給された6回の賞与のうち、16年7月26日及び17年7月7日の賞与について厚生年金保険被保険者記録が無い。厚生年金保険料が控除されている賞与明細書があるので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間の賞与明細書により、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与明細書の賞与支給額から、平成16年7月26日は12万円、17年7月7日は14万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、現事業主は、代表取締役が就任前の期間のため不明としているが、申立期間においては、自身も含めて従業員に対して賞与支給はあったと述べているにもかかわらず、A社において申立期間に係る賞与の記録がある者が存在しないことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年4月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から11年3月21日まで
私は、平成5年4月1日から11年3月20日まで、A社において、B職として勤務していた。

入社から退社まで15万円から20万円程度の給与を支給されていたにもかかわらず、ねんきん定期便では、明らかに給与額に見合う標準報酬月額となっていない。調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年4月1日から6年10月1日までの期間について、オンライン記録では、当初、申立人の標準報酬月額は当該期間のうち、5年4月から6年3月までは15万円と記録されていたところ、同年4月26日付けで、遡って8万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人のほかに70名以上の被保険者についても、同様の標準報酬月額の減額訂正処理が行われている。

また、滞納処分票により、当該期間において、A社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年4月26日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所が標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由も無いことから、有効な記録の訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成5年4月から6年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に

当初届け出た 15 万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成 6 年 10 月 1 日）で、申立人の標準報酬月額が 8 万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成 6 年 10 月 1 日から 11 年 3 月 21 日までの期間については、申立人は給与明細書を所持しておらず、厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、当該期間において A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が所持する給与明細書を当委員会で検証したところ、いずれも当該期間における報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額を超えるものの、源泉控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た平成 17 年 1 月から同年 8 月までの標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 24 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 1 月 1 日から同年 9 月 27 日まで
私は、平成 15 年 10 月 11 日から 17 年 9 月 26 日まで A 社で B 職をしていた。同社の経営状態は悪く、給与の遅配があったが、手取り額で約 20 万円を受け取っていたにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が低くなっている。給与明細書は無いが、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、当初、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、申立期間のうち、平成 17 年 1 月から同年 5 月までは 24 万円と記録されていたところ、同年 6 月 24 日付けで、遡って 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる上、申立人を除く 21 名の標準報酬月額も同様に遡って引き下げられていることが確認でき、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A 社の元代表取締役は、「厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所に勧められて、役員等の標準報酬月額を遡って引き下げた。」と証言している。

さらに、滞納処分票により A 社が申立期間において厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 17 年 6 月 24 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認めら

れない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成 17 年 1 月から同年 8 月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 24 万円に訂正することが必要と認められる。

なお、平成 17 年 9 月 1 日の定時決定において、申立人の標準報酬月額は 9 万 8,000 円と記録されているところ、当該記録については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えず、また、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされているところ、申立人の A 社における資格喪失日は同年 9 月 27 日であることから、同年 9 月は同社における厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 53 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私が A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、厚生年金基金の記録では 53 万円となっているが厚生年金保険の記録は 47 万円と相違している。申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 厚生年金基金の保管する個人台帳から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は 53 万円であることが確認できる。

また、B 社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料について、厚生年金保険料と厚生年金基金掛金は、同額の報酬月額に基づいて控除していたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（53 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主の納付義務の履行については、B 社は、「固定的賃金は昇給しているものの、報酬月額が 2 等級以上下がったため、誤って健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を提出した。」と回答しているところ、同社の保管する健康保険厚生年金保険

被保険者標準報酬改定通知書から、事業主がオンライン記録どおりの標準報酬月額を届け出ていることが確認でき、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付される保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 12 月から平成 10 年 10 月までの期間、同年 12 月から 12 年 4 月までの期間、同年 12 月、16 年 9 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 12 月から平成 10 年 10 月まで
② 平成 10 年 12 月から 12 年 4 月まで
③ 平成 12 年 12 月
④ 平成 16 年 9 月から同年 10 月まで

私は、会社を退職してすぐの昭和 55 年 12 月頃に、A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私が、口座振替又は納付書により納付していた。申立期間①、②、③及び④の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職してすぐの昭和 55 年 12 月頃に、A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第 3 号被保険者の該当届出の処理日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、平成 3 年 11 月頃であると推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、その時点では、申立期間①のうち、昭和 55 年 12 月から平成元年 9 月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 11 月頃に、A 市 C 区において、その元夫と連番で払い出されていることが確認でき、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする A 市 B 区において、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、当委員会へ提出した昭和 60 年分の確定申告書の控えの写しの社会保険料控除欄に、国民年金保険料の金額が記載されていることか

ら、同年分の保険料を納付していたことは確かであると主張しているが、
i) 申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認できる平成3年11月頃までは、当該期間は、国民年金の未加入期間であったと推認できること、ii) 当該確定申告書に記載されている金額は、昭和60年分の保険料を全て納付した場合の金額と大きく相違していること、iii) 当該確定申告書を作成した会計事務所では、記載されている金額が、申立人一人分の保険料額であるのかは不明であるとしていることから、当該確定申告書の記載のみをもって、その当時、当該期間の保険料が納付されていたとまで推認することは困難である。

加えて、口頭意見陳述を実施した結果においても、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとの心証を得ることはできなかった上、申立期間①の一部、申立期間②、③及び④は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、保険料の収納事務等の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 6300

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 63 年 3 月までの期間及び平成元年 2 月から 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 7 月から 63 年 3 月まで
② 平成元年 2 月から 2 年 3 月まで

申立期間①について、私は、申立期間①の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付については、全く分からないが、私が 20 歳になった昭和 60 年*月頃、父親が、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間①の両親の国民年金保険料は、全て納付済みとなっているにもかかわらず、私だけが国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

申立期間②について、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付については、全く記憶していないが、当該期間の保険料については、私が全て納付したと思っている。

申立期間②は、記録では、国民年金に加入していることとされているため、国民年金に加入しておきながら、国民年金保険料を未納にしておくことは無いはずである。

申立期間②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人は、当該期間の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親には話を聞くことができないとしているため、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の被保険者資格記録から、申立人の国民年金の加入手続は、平成8年2月から同年3月までの間に行われたと推認されることに加え、申立人の別の手帳記号番号が払い出されている形跡は見当たらないことから、申立期間①当時、当該期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

- 2 申立期間②について、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、申立人自身が行ったと思うとしているものの、当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付についての具体的な記憶は全く無いと述べており、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、今までに受け取った国民年金の年金手帳は1冊であると述べており、その年金手帳は、申立人が平成7年7月以降に居住した住所に居住していた際に発行されていることが確認できることから、申立人に付与されている国民年金手帳記号番号（現在の基礎年金番号）は、申立人が同住所地で初めて国民年金の加入手続を行ったことを示すものと推認される上、申立人の別の手帳記号番号が払い出されている形跡は見当たらないため、申立人が申立期間②当時居住していた市では、申立人の国民年金の加入手続は行われていなかったものと考えられる。

さらに、上述のとおり、申立人の国民年金の加入手続は、平成8年2月から同年3月までの間に行われたものと推認されるため、その時点において、申立期間②の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

- 3 申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 6301

第1 委員会の結論

申立人の平成11年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年3月

私は、勤務していた会社で厚生年金保険に加入していたが、平成11年3月に転職が決まったため、年金の空白期間（公的年金の未加入及び未納とされる期間）ができてはいけないと思い、社会保険事務所（当時）に問い合わせたところ、「次の会社も厚生年金保険加入の会社で、空白期間ができる場合には、その分の納付書が送付されるので、それが届いたら納付するように。」と言われたことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料は、納付書が送られてくれば、その納付書により私が納付したはずなのに、当該期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、納付書が送られてくれば、その納付書により、申立期間の国民年金保険料を納付したはずであると主張しているのみであり、当該期間の保険料の納付時期、納付場所を何も憶^{おぼ}えていないとしているなど、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていたことから、同期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6302

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から51年3月まで

私は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、結婚後の昭和48年11月から、私が夫婦二人分の国民年金保険料を国民年金の集金人に納付していた。申立期間の保険料については、結婚当初から納付しており、後からまとめて納付したことは無く、口座振替で納付するまでは、集金人以外に納付したことも無い。

国民年金保険料と一緒に納付していた夫は、申立期間の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の昭和48年11月から、自身が国民年金の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、51年8月と推認され、申立人が保険料を納付することができるのは、同年同月以降であり、申立内容と一致しない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を、当該期間当時、その夫の保険料と一緒に納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、当該期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される昭和51年8月以降の時点において、消滅時効にかからず遡って過年度納付により、国民年金保

険料を納付することができる期間が一部認められるものの、申立人は、後からまとめて納付したことは無いとしている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から60年9月まで

私は、会社を退職した後の昭和59年1月又は同年2月に、区役所又は社会保険事務所（当時）で、国民年金の加入手続を行った。

その際に、国民年金保険料額を確認したので、数日後、再度、区役所又は社会保険事務所へ行き、窓口で現金で数箇月分の保険料を納付したと思う。

その後、昭和60年10月に就職するまでの間、国民年金保険料を納付するために、何度か区役所又は社会保険事務所の窓口へ行ったことを憶えている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後の昭和59年1月又は同年2月に、区役所又は社会保険事務所で、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第3号被保険者の該当届出の処理日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、平成元年4月頃であると推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人の昭和60年10月の国民年金の被保険者資格喪失の記録及び63年2月の被保険者資格取得の記録は、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認できる平成元年4月に追加されていることが、申立人のオンライン記録により確認できることから、昭和58年12月の被保険者資格の取得も平成元年4月に行われたものとするのが合理的であり、それまでは、申立期間は国民年金の未加入期間であったと推認され、国民年金保険料を納付す

ることができない期間であったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年3月に払い出されており、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期や納付金額についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 7 月から 48 年 2 月までの期間、56 年 9 月から 57 年 6 月までの期間及び平成 14 年 4 月から 15 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 7 月から 48 年 2 月まで
② 昭和 56 年 9 月から 57 年 6 月まで
③ 平成 14 年 4 月から 15 年 2 月まで

私は、昭和 47 年 6 月に会社を退職したため、同年 7 月頃に、父親が、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれたと母親から聞いている。また、56 年 8 月に会社を退職した際には、父親が、私の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間②の保険料を納付してくれたと母親から聞いている。

私は、平成 15 年 4 月に、社会保険事務所（当時）へ電話で国民年金保険料の追納の申込みを行い、姉から借りたお金で、14 年 4 月から 15 年 2 月までの保険料を金融機関でまとめて追納した。その 1、2 週間後に、友人から返却されたお金で、同年 3 月及び平成 15 年度の保険料を金融機関で一緒に納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていること、及び申立期間③の保険料が追納したこととされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 6 月に会社を退職したため、同年 7 月頃に、その父親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれた、また、56 年 8 月に会社を退職した際には、その父親が、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間②の保険料を納付してくれたと申立人の母親から聞いていると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続き、厚生年金保険から国民年金への切替手続き及び保

険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその父親は、既に他界していることから、申立期間①及び②当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、平成5年1月頃であると推認され、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、その時点では、申立期間①及び②は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人の手帳記号番号は、4年9月に払い出されていることが確認でき、申立期間①及び②当時に、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、平成15年4月に、社会保険事務所へ電話で国民年金保険料の追納の申込みを行い、その姉から借りたお金で、14年4月から15年2月までの保険料を金融機関でまとめて追納し、その1、2週間後に、申立人の友人から返却されたお金で、同年3月及び平成15年度の保険料を金融機関と一緒に納付したと主張しているが、申立人は、申立期間③の保険料の具体的な納付場所は憶えていない^{おぼ}としていることから、申立期間③の保険料の追納状況は不明である。

加えて、申立期間③は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた上、14年4月以降は、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、記録管理のシステム化が一層促進されていたことから、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

その上、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から 61 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、夫の姉に勧められたので、国民年金の任意加入手続を行い、同時に付加年金に加入した。加入当初は定額保険料額が 1,000 円ぐらいで、付加保険料額が 400 円だったと思う。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続と同時に付加年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の住所地の市が作成した国民年金被保険者名簿には、申立人が付加年金に加入していたことをうかがわせる形跡は無い。

また、申立期間は 123 か月と長期間であり、国民年金の定額保険料については納付済みとされているにもかかわらず、付加保険料の納付についてのみ行政側が事務処理を誤り続けていたとは考え難い。

さらに、申立人は、その夫の姉に国民年金及び付加年金の加入を勧められたとしているところ、夫の姉は国民年金に加入し定額保険料を納付しているものの、付加年金に加入した形跡が無い上、夫の姉からは当時の事情を聞くことができないことから、申立人が国民年金に加入した当時の付加年金への加入状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 59 年 7 月まで
② 昭和 59 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、大学卒業後、A職として働いていた昭和 55 年 4 月頃、母親から国民年金の加入を勧められたことから、市役所の支所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、給料振込みと同じ金融機関の口座振替で 1 か月ごとに引き落とされていた。結婚後は職場近くの金融機関の口座振替で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 55 年 4 月頃、市役所の支所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を金融機関から口座振替により 1 か月ごとに引き落とされていたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続きが行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、61 年 4 月頃と推認でき、その時点で、申立人は学校を卒業した直後の 55 年 4 月まで遡って申立期間①の被保険者資格を取得したものと推認できることから、当該期間は当時、国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、金融機関から口座振替により 1 か月ごとに引き落とされていたと主張しているが、申立人が当時居住していた市では、口座振替の保険料引き落としは 3 か月ごとであり、毎月引き落としとなったのは、昭和 59 年 1 月以降であることから、申立内容と一致しない。

申立期間②について、申立人は、昭和 59 年 8 月に入籍したと述べており、当時、申立人の夫は共済組合に加入していることから、当該期間は未加入期間となったものであると推認できる。

また、申立人のオンライン記録によると、昭和 62 年 12 月から 63 年 2 月までの国民年金保険料について、資格喪失届を理由に、同年 4 月に過誤納保険料が発生し、その一部を申立期間②直後の 61 年 4 月及び同年 5 月に充当する処理を 63 年 8 月 31 日付けで決議していることが確認でき、充当処理は過誤納保険料が発生した時点で未納となっている期間のうち、先に時効が到来する期間について行うものとされていることから、申立期間②は同年同月時点では未加入期間であったものと推認される上、申立人の所持している年金手帳でも申立期間②は、未加入期間であることが確認できる。

さらに、申立期間①及び②は、合計 72 か月にも及ぶ上、申立人は、当該期間について、二つの異なる行政区域に居住しており、これだけの期間の事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 41 年 2 月 20 日まで
私の年金の記録を確認したところ、A社B支店（現在は、C社）に勤務した期間の厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金を支給済みとなっているが、私は、脱退手当金の手続を行っていないし、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている脱退手当金の受給資格を満たしている女性で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格を喪失している者は7名おり、7名全員について脱退手当金の支給記録が確認できる上、そのうちの1名は事業所の担当者から説明があり、事業所が手続したと述べており、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和41年3月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 15 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 36 年 12 月 1 日から 39 年 6 月 1 日まで

私は、被保険者記録照会が郵送されてきた時に、昭和 36 年 4 月 15 日から同年 11 月 30 日まではA社に、同年 12 月 1 日から 39 年 5 月 31 日まではB社にそれぞれ勤務した期間が厚生年金保険被保険者期間として記載されていないので、日本年金機構に問合せをしたところ、脱退手当金を支払われていることが分かった。会社からは退職時に脱退手当金に関しての説明は一切無く、私は脱退手当金を受け取った記憶は無く、一緒に勤務していた同郷の友人は年金として受け取っているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C年金事務所には、申立人の申立期間における「脱退手当金裁定請求書」、「厚生年金保険脱退手当金裁定伺」及び「厚生年金保険の被保険者資格関係事項の照会について」の文書が保管されており、「脱退手当金裁定請求書」には、申立人の氏名・押印があるとともに、最後に被保険者として使用された事業所欄にはB社の名称及び所在地印が押されていることから、同社に確認したところ、「退職する者に対して脱退手当金について口頭により説明を行い、従業員に代わって請求手続を行っていた。」と回答している。また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人の前後 30 名のうち、申立人が資格喪失した昭和 39 年 6 月 1 日の前後 3 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たした 14 名中、脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含め 12 名であり、全員が資格喪失日から 4 か月以内に支給決定されており、そのうち 1 名の同僚は、

「会社から、脱退する人は脱退しなさいと話があり、会社が代理で請求し、5年ちょっと勤務していたので退職金と併せて4万円ちょっともらった。」と述べていることなどを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱・D社会保険事務所」の表示が記されているとともに、前記の脱退手当金裁定伺に記載されている脱退手当金は支給額及び支給月数に計算上の誤りは無く、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月後の昭和39年9月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 1 日から 52 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 10 月 1 日から 52 年 2 月 28 日まで、A 社で元夫と同様の条件で同じ仕事をしていたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。調査して、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、社内旅行の際に撮影されたとして提出した写真及び申立人の元夫の証言から、期間は特定できないものの、申立人はA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は「当時の代表者は死亡しており、当時の担当者も退職している上、当時の資料も保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除については不明である。」と回答していることから、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社が加入しているB健康保険組合は、「書類の保存期間は5年間となっているため、当時の記録は保存されていないことから、申立人が申立期間に、当組合の被保険者であったかどうかについては、不明である。」と回答している。

さらに、オンライン記録及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間において同社に係る厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる申立人の元夫は、「私は、妻を被扶養者として会社に届け出ており、妻は厚生年金保険の被保険者ではなかった。」と証言しており、同僚調査によっても、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除をうかがえる証言を得ることはできなかった。

加えて、申立期間において、申立人の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 56 年から 59 年まで、A 社で B 業務をしていた。申立期間の標準報酬月額が著しく低く記録されているが、当時会社の業績は良好で、減給されたことも無い。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、A 社は、「保存期限経過により、当時の賃金台帳や源泉徴収簿等は確認することができない。」と回答しており、申立人も当時の給与明細書等の資料を所持していないため、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同時期に資格取得した複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同様に、昭和 56 年 10 月に減額されている上、当該複数の同僚に照会したものの、標準報酬月額が減額されている期間に係る給与明細書を所持している者はおらず、厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

さらに、上記の被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額の記録が訂正された形跡は無く、記載内容に不備も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 27 日から 34 年 2 月 10 日まで

私は、昭和 33 年 4 月 1 日に A 社に入社し、次に勤めた会社に入社する直前の 34 年 2 月 9 日までの約 10 か月間、同社に勤務していたと記憶しているが、厚生年金保険の資格喪失日が 33 年 5 月 27 日と記録されているのはおかしいので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に昭和 33 年 4 月 1 日に入社し、34 年 2 月 9 日に退職したはずであると主張している。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間に在籍した同僚 14 名に照会したところ、8 名から回答があり、そのうち 5 名は、申立人を知らないと回答し、3 名は申立人を記憶していると回答しているものの、申立人の退職時期については、具体的な供述を得ることはできなかった。

また、A 社における厚生年金保険の被保険者資格を昭和 33 年 8 月 26 日に喪失している同僚が、「この写真は、申立人を含む同僚と夏に海に行った時に撮影したものであり、写っている人は、撮影時に会社に在籍した人たちである。」と説明している写真に写っている者の中には、撮影時と考えられる同年夏頃には既に同社の被保険者資格を喪失している者が複数存在している。

さらに、申立人は、A 社の上司及び同僚の名前を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び保険料控除について聴取することができない。

加えて、上記被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和 33 年 5 月 27 日となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 1 日から 28 年 12 月 1 日まで
② 昭和 29 年 3 月 27 日から 31 年 2 月頃まで

私は、昭和 27 年 3 月に中学校を卒業し、同年 4 月に知人の紹介で A 社に就職し、同社内の寮に入り、住み込みで勤務した。同年 4 月から 31 年 2 月頃まで 3 年 11 か月間勤務したが、申立期間①及び②が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の証言から、申立人が当該期間において A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同日に被保険者資格を取得したことが確認できる同僚は、「私は、昭和 27 年 6 月 5 日に入社したが、最初は試用期間である旨、社長から説明を受けた。保険料が控除されるようになったのは 28 年 12 月からだと思う。」と述べている上、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚から、入社した時期と厚生年金保険に加入した時期が 1 年以上相違するとの回答を得ており、同社では入社後、一定期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたものと考えられる。

また、オンライン記録によると、A 社は、平成元年 1 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社から申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）のいずれにお

いても申立人のA社における資格取得年月日は昭和28年12月1日となっている。

加えて、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間②について、申立人は、昭和31年2月頃までA社に勤務していたと主張しているものの、複数の同僚に聴取しても、申立人が同時期まで勤務していたことをうかがえる証言を得ることができなかった。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の資格喪失日は、昭和29年3月27日と記載されており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 10 月 1 日まで
ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が、それより前の標準報酬月額より 3 万円少ない 10 万 4,000 円と記録されているが、当時、給与が減額となることは無かったと記憶している。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「給与が減額となることは無かったと記憶しているので、標準報酬月額の記録が前回の変更時より低額となることは考えられない。」として申立期間の標準報酬月額の相違を申し立てている。

しかし、A社の後継企業であるB社は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料等を保有していない上、当時の経理担当者も既に亡くなっているため、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、また、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

さらに、申立人の資格取得日である昭和 43 年 8 月 1 日から 49 年 5 月 1 日までの期間に資格取得した者（43 名）について 44 年から 50 年までに行われた定時決定時の標準報酬月額の記録を検証したところ、前回の標準報酬月額よりも減額された者は延べ 15 名確認できる上、申立人と同じく 46 年の定時決定時の標準報酬月額の記録が、随時改定により増額された後に、47 年の定時決定により減額された者が 2 名いることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年8月23日から41年4月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和41年4月1日から45年6月5日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年8月23日から41年4月1日まで
② 昭和41年4月1日から45年6月5日まで

私は、昭和39年8月23日にA社に入社したが、厚生年金保険の被保険者記録では、41年4月1日に資格取得したことになっているので、申立期間①を被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、脱退手当金として支給されたことになっているが、受給した記憶が無いので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間のうち、一部の期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は、「私は、社会保険事務には関与していないので分からない。」と供述していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

また、オンライン記録から、当該期間においてA社での被保険者記録が確認できる女性は10名であり、連絡先が判明した6名に照会したところ、回答を得た4名のうち3名が、「厚生年金保険に加入する前から同社に勤務しており、同社への入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致していない。」と供述していることから判断すると、当該期間当時、同

社では、必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱・B社会保険事務所」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和45年12月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 7 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、私が A 社で厚生年金保険被保険者であった期間のうち、申立期間の標準報酬月額が従前の額より著しく低くなっている。申立期間は同社と係争した期間であるが、解雇無効の裁定により和解が成立した期間である。

解雇無効となった以上、毎年度ごとの昇給を踏まえた標準報酬月額で決定されるべきである。

納得がいかないので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、申立期間の前が 28 万円であったところ、申立期間は 22 万円に減額されていることが確認できる。

しかしながら、A 社から提出された申立人に係る賃金台帳によると、平成 3 年 11 月以降、時間外手当及び休日手当が支給されていないことから、報酬月額が標準報酬月額 22 万円に見合う額に下がっており、申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書に記載された標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

また、申立期間における申立人の標準報酬月額は、上記の賃金台帳及び一般職給料表によると、毎年度昇給した報酬月額によって算定されており、当該報酬月額に見合う額であることが確認できる。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく

厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月頃から 11 年 10 月頃まで
私は、申立期間において、A市にあったB社でC業務に従事していた。厚生年金保険の記録によると、同社に勤務していた申立期間の被保険者記録が無い。当時の同僚に聞いたところ、同社に勤務していた期間は厚生年金保険料を控除されていたとのことだった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社に勤務していたと主張しているところ、雇用保険の加入記録、同社の回答及び申立人が提出した同社QC手帳から、申立人は、申立期間を含む平成6年5月12日から10年9月30日まで、D社の従業員としてB社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、D社は、厚生年金保険の適用事業所となっていない上、E地方法務局は、「D社の商業登記の記録は見当たらない。」と回答していることから、事業主への照会をすることができず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人が名前を挙げた3名の同僚（B社に勤務していた期間に厚生年金保険料を控除されていたとする同僚を含む。）の同社及びD社における厚生年金保険の被保険者記録も確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金第3号被保険者期間となっている上、申立人の夫の被保険者記録が確認できるF健康保険組合の回答から、申立人は、申立期間において夫の健康

保険の被扶養者であったことが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月頃 から 32 年 10 月頃まで

私は、入社後の2年後頃にC社に出向をしたこともあるが、申立期間にA社B支店において運転助手として勤務していた。

申立期間当時の給料明細書は無いが、A社で厚生年金保険に加入していたのは間違いのないと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、期間は特定できないが、申立人がA社B支店に運転助手として勤務していたことは推認できる。

しかし、昭和 26 年 6 月 1 日にA社で厚生年金保険に加入している同僚によると、「私は、昭和 25 年頃運転手として入社し、最初の1年間は臨時社員だった。私の入社した翌年から臨時社員の期間は5年ぐらいになった。」と述べているところ、ほかの同僚は、「運転手として入社して5年ぐらい臨時社員をしてから正社員の辞令をもらい厚生年金保険に加入し、労働組合員になった。申立人は私も知っているが運転助手であったので、臨時社員だったと思う。臨時社員は厚生年金保険に加入していないのではないか。」と述べている。

また、申立人が名前を記憶している申立期間当時の同僚4名について、入社日から厚生年金保険被保険者資格取得日までの期間を見ると、短い方で4か月間、長い方で44か月間となっており、その中の1名は「当時は、試用期間があった。」と述べている。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚のうち2名について、A社B支店における厚生年金保険の被保険者記録は無い。

加えて、人事を統括しているA社D支店は、「申立人の人事記録は保管されていないため、在籍の記録、雇用形態も不明である。申立期間当時、入社後の人物を見極めて正社員に登用し、その後、厚生年金保険に加入させる取扱いがあった。」と回答している。

また、申立人はA社B支店に在籍中、C社に出向していたと述べているところ、同社は「当時の人事記録は保管していないので、事情は不明である。当時の社員に確認したところ、申立人はいなかった。」と回答しており、申立人の同社における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、A社に在籍していた期間及びC社に出向していた期間に係る給与はA社から支給されたと述べているが、厚生年金保険料の控除、正社員辞令の交付及び労働組合加入に係る記憶は無い上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていた事実を確認できる給料明細書等はない。

このほか、申立てに係る事実を確認することができる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 6 月頃から 56 年 6 月頃まで
② 昭和 56 年 6 月頃から同年 10 月 1 日まで

私は、申立期間①にはA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では被保険者期間となっていない。

また、A社を辞めてすぐにB社（現在は、C社）に勤務したが、厚生年金保険の記録では、同社に入社した当初の申立期間②が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が提出した社員旅行の写真及び複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚が、「申立人はパートとして勤務しており、勤務時間は正社員より短かった。当時、パートは厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

また、上記複数の同僚の1名は、申立期間当時、申立人と同様のパートだったとして2名を挙げているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 39 年 9 月から申立期間までの間に、当該 2 名及び申立人の名前は無く、整理番号も連番で欠番は無い。

さらに、A社は、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができな

い。

申立期間②について、申立人と同期入社と同僚の供述から、当該期間において申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の同僚は、「入社後、数箇月間は見習期間であり、その間は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

また、B社の業務を継承したC社は、「当時の資料は残っていない。」と回答しており、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 9 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が3万円となっているが、その前後は7万2,000円及び8万6,000円である。前年の半分以下の給与額だったという記憶は無い。8万円を転記ミスしたのではないかと思うので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が前後の期間より低く記録されているので訂正してほしいと主張している。

しかし、B社が保管する健康保険厚生年金保険標準報酬決定通知書によると、申立人の標準報酬月額が昭和50年10月1日に7万2,000円から3万円に下がっていることが確認できる。

また、オンライン記録の標準報酬月額は、上記標準報酬決定通知書に記載されている標準報酬月額と一致しており、遡った訂正等の記録は見られない。

さらに、B社では、「申立期間の標準報酬月額がなぜ3万円となっているかについてはその当時の資料が無いため不明であるが、健康保険厚生年金保険標準報酬決定通知書に基づいて保険料控除を行っているため、標準報酬月額3万円に見合った保険料を控除していたはずである。」と回答している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同日の昭和50年6月21日に厚生年金保険被保険者の資格取得をして

いる同僚8名も、申立人と同様に同年10月1日の定時決定で標準報酬月額が3万円に下がっていることが確認できるが、当該同僚に照会を行っても、申立期間に係る保険料控除額を確認することはできなかった。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年11月頃から30年12月頃まで

夫の履歴書には、昭和24年11月から29年2月までA社B事業所に、同年2月から30年12月まで同社内のC事業所に勤務したことが記載されている。夫は生前、D職の仕事に就いていたと話していた。年金記録には、同社での厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が所持する申立人の履歴書及び写真から、申立人がA社の業務に従事していたことは認められる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、被保険者であった複数の同僚に照会したところ、申立人を記憶している者はいない上、申立人が従事していたとするD職の職種は、下請会社の従業員の職種であり、A社の社員の職種ではなかった旨の回答を得ている。

また、申立人は既に死亡しており、本人から当時の状況について聴取することができず、申立人の妻も、申立期間当時は婚姻前であり、申立人の勤務形態及び同僚等の氏名については不明としているため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、A社から、当時の資料は保管されておらず、申立人の勤務形態及び保険料控除については不明との回答を得ている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 12 日から同年 9 月 25 日まで
② 昭和 33 年 1 月 11 日から同年 6 月 13 日まで
③ 昭和 33 年 12 月 1 日から 40 年 3 月 28 日まで

私は、平成 23 年 6 月頃、年金事務所に年金記録の確認のため行った際、A社及びB社（現在は、C社）に勤務した期間については、脱退手当金が支給された記録になっていることを初めて知った。

B社を退職した当時は、脱退手当金の制度を知らず、請求したことも受給した記憶も無い。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 3 月 28 日の前後約 3 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者 27 名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、22 名に支給記録があり、うち 10 名が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がされている上、支給記録がある複数の同僚が、「会社が脱退手当金の請求手続を行ってくれた。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、上記の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 40 年 6 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月 1 日から 59 年 1 月 20 日まで
② 昭和 59 年 3 月 1 日から同年 12 月 28 日まで
③ 昭和 61 年 4 月 1 日から同年 11 月 17 日まで
④ 平成 7 年 7 月 21 日から 8 年 9 月 1 日まで
⑤ 平成 10 年 5 月 1 日から 11 年 1 月 18 日まで
⑥ 平成 11 年 5 月 28 日から 14 年 3 月 1 日まで

私は、申立期間①はA社、申立期間②及び③はB社、申立期間④はC社、申立期間⑤はD社、申立期間⑥はE社にそれぞれ勤めていたが、標準報酬月額が実際に支払われていた給与額よりも少ないので、確認と訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の総支給報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額との相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、申立人が所持する給与明細書により、当該期間の総支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額より高額であるものの、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と同額で

あることが確認できる。

また、A社の複数の同僚は、支給されていた給与額と標準報酬月額に差異は無いと回答している。

さらに、A社は既に解散しているため、照会をすることができない。

申立期間②及び③について、申立人が所持する給与明細書により、当該期間の総支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額より高額であるものの、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、B社は、申立人の給与から控除した厚生年金保険料額は、届け出た報酬月額に基づいて行っていたと述べている。

申立期間④について、申立人が所持する給与明細書により、当該期間の総支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額より高額であるものの、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、F基金が保管する申立人の加入員台帳及びC社が提出した申立人に係る加入員資格取得届及び同喪失届に記載されている標準給与額においても、上記オンライン記録と同額であることが確認できる。

さらに、C社は、申立人の給与から控除した厚生年金保険料額は、届け出た報酬月額に基づいて行っていたと述べている。

申立期間⑤について、申立人が所持する給与明細書により、当該期間の総支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額より高額であるものの、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、G健康保険組合が保管する申立人に係る雇用台帳に記載されている標準報酬月額においても、上記オンライン記録と同額であることが確認できる。

さらに、D社は、申立人の給与から控除した厚生年金保険料額は、届け出た報酬月額に基づいて行っていたと述べている。

申立期間⑥について、申立人が所持する給与明細書により、当該期間の総支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額より高額であるものの、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、H健康保険組合が保管する申立人に係る標準報酬記録表（標準給与）から、申立人の申立期間における標準給与額においても、上記オンラ

イン記録と同額であることが確認できる。

さらに、E社は、申立人の給与から控除した厚生年金保険料額は、届け出た報酬月額に基づいて行っていたと述べている。

このほか、申立期間①から⑥までにおいて、標準報酬月額を遡って訂正した形跡は見られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月13日から27年4月1日まで
② 昭和28年4月24日から33年3月22日まで
申立期間について、脱退手当金支給済みとされているが、受給した記憶が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社を退職する際、担当者から「脱退手当金はすぐに出ない。1か月から2か月ほど待つように。」とする指示があったと述べていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたと考えるのが自然である。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金は、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年6月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、A社を退職後、昭和45年4月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 7 月 1 日から 44 年 2 月 21 日まで
② 昭和 44 年 5 月 21 日から 45 年 12 月 31 日まで

私の厚生年金保険の被保険者記録を年金事務所に照会したところ、A社及びB社に勤務した期間について、脱退手当金を支給済みとの回答をもらった。C社及びD社に係る被保険者期間については脱退手当金の手続を行い3万円から4万円を受給したが、A社及びB社に勤務していた期間については、脱退手当金の手続を行った覚えは無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人が受給を認めている期間を含むかつて申立人が勤務していた複数の事業所名、その所在地及び勤務期間が記されており、申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことはうかがえないことから、申立人の意思に基づき申立期間も併せて脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人が受給を認めている期間と申立期間は、上記裁定請求書の記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立人が受給を認めている期間の記号番号に重複整理された記録があり、上記裁定請求書には、申立人が受給を認めている期間と申立期間を併せた期間が記載されている退職所得の受給に関する申告書が添付されていることを踏まえると、申立期間の脱退手当金は申立人が受給を認めている期間と併せて受給したものと認められる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7240 (事案 6290 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 1 日から 47 年 8 月 6 日まで

私の年金記録を確認したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間の厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金を支給済みとなっていたが、脱退手当金を受け取った記憶は無い。その後、日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届いたので、申立期間の記録を訂正してほしいと第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。新たな資料として、厚生年金保険の被保険者期間について照会した際のC社会保険事務所(当時)からの回答と同社会保険事務所から送られてきた書類を提出するので、再度第三者委員会で審議し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C年金事務所に、脱退手当金裁定請求書、厚生年金保険脱退手当金裁定伺、厚生年金保険被保険者記録(回答)、厚生年金保険被保険者記録事項照会票、退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書及び昭和47年分退職所得の源泉徴収票が保管されており、その支給日(昭和47年12月26日)当時の申立人の住所地の最寄りの郵便局に脱退手当金が送金されたことが確認でき、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、裁定請求書の受付日(昭和47年11月21日)から約1か月後に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示がある上、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないというほかにこれを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成

23年8月3日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、厚生年金保険の被保険者期間について照会した際のC社会保険事務所からの回答と同社会保険事務所から送られてきた書類として「脱退手当金裁定請求書」、「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」及び「昭和47年分退職所得の源泉徴収票の写し」を提出し再申立てを行っているが、平成11年12月10日付け及び同年12月24日付けの「厚生年金保険の被保険者期間について」には、申立期間については、脱退手当金の支給期間と記載されている上、上記の添付資料は、委員会の審議に伴い、C年金事務所から提出があった書類の内容と一致していることから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金に係る申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたこととなっているが、申立人は、脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合には、所定の書面等による手続が必要とされており、本事案では、脱退手当金裁定請求書の写しが存在し、また、その支給日（昭和47年12月26日）当時の申立人の住所地の最寄りの郵便局に脱退手当金が送金されたことが確認できる。これに対し、申立人は、脱退手当金を受け取っていないという主張をしている。

それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明付けられる資料がある中で、年金記録の真実性が疑われるような記録内容の矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしたが、本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の矛盾は見当たらず、脱退手当金裁定請求書に署名押印がされており、C社会保険事務所に昭和47年11月21日付けで受け付けられた同請求書に基づき、同年12月26日に支給されていること、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されていること、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、むしろ申立期間の脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7241 (事案 4586 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 5 日から 33 年 3 月 21 日まで
私の年金の記録を確認したところ、A社B事業所に勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が脱退手当金を支給済みとなっていた。脱退手当金の手続を行った覚えは無く、脱退手当金を受け取りに行った記憶も無いので、記録訂正をしてほしいと第三者委員会に申立てしたが、一連の事務処理に不自然さはいかぬかがないとして記録の訂正には至らないとの結果だった。私は、脱退手当金の請求手続をしていないし、受給した記憶も無い。当時の写真を提出するので、再度調査して記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の脱退手当金は、A社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後に支給されている上、支給月数に誤りはなく、支給金額も法定支給額と一致するなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬかがない。

また、申立期間の脱退手当金の支給時期は通算年金制度創設前であり、A社B事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さは見当たらない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 11 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時の写真を提出し再度申し立てしているが、これは申立てに係る事業所に勤務していたことは分かるものの脱退手当金の受給に関する資料とは言えず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と

は認められない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立期間の脱退手当金はA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後に支給されていること、支給月数に誤りはなく、支給金額も法定支給額と一致するなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなこと、申立期間の脱退手当金の支給時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さは見当たらないことなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。